

『建築に関する各種申請・届出先について』

令和3年7月

種類	対象	提出先 審査・相談窓口	提出時期	
防災計画	・高さが31mを超える建築物 ・建築基準法施行令第147条の2各号に掲げる建築物	埼玉県 建築安全課 (建築指導担当)	建築確認の申請前まで	
建築物環境配慮制度(CASBEE埼玉県)	延床面積2,000㎡以上の 新築・増築・改築	埼玉県 越谷建築安全センター (建築安全担当)	工事着工の21日前まで	
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づく届出等	建築基準法第6条1項1～3号の建築物で解体(延床面積80㎡以上)、 新築・増築(床面積の合計)500㎡以上など	埼玉県 越谷建築安全センター 杉戸駐在	工事着工の7日前まで	
	建築基準法第6条1項4号※1の建築物で解体(延床面積80㎡以上)、 新築・増築(床面積の合計)500㎡以上	白岡市(建築課)		
長期優良住宅建築等計画認定制度	建築基準法第6条1項1～3号の建築物で認定を希望する住宅	埼玉県 越谷建築安全センター (建築安全担当)	工事着工前まで	
	建築基準法第6条1項4号の建築物で認定を希望する住宅	白岡市(建築課)		
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)に基づく届出等	適合性判定義務	埼玉県 越谷建築安全センター (建築安全担当)	建築確認の申請前まで	
	届出義務	建築基準法第6条1項1～3号の建築物で 新築・増改築に係る床面積の合計が300㎡以上	埼玉県 越谷建築安全センター (建築安全担当)	工事着工の21日前まで
		建築基準法第6条1項4号の建築物で 新築・増改築に係る床面積の合計が300㎡以上	白岡市(建築課)	
	性能向上計画認定・容積率特例	建築基準法第6条1項1～3号の建築物で 認定を希望する建築物	埼玉県 越谷建築安全センター (建築安全担当)	
建築基準法第6条1項4号の建築物で 認定を希望する建築物		白岡市(建築課)		
低炭素建築物新築等計画認定制度	建築基準法第6条1項1～3号の建築物で 認定を希望する場合	埼玉県 建築安全課 (建築指導担当)	工事着工前まで	
	建築基準法第6条1項4号の建築物で 認定を希望する場合	白岡市(建築課)		

【提出先と審査・相談窓口が異なるもの】

種類	対象	提出先	審査・ 相談窓口	提出時期
埼玉県福祉のまちづくり条例に基づく届出等	(※2)特定生活関連施設に該当する場合	白岡市 (建築課)	埼玉県 越谷建築安全センター 杉戸駐在	工事着工の30日前まで
埼玉県中高層建築物の建築に係る指導等に関する要綱	各種用途地域ごとに定められた高さ又は階数を超える建築物			標識の設置及び近隣住民への説明を行った後(開発許可申請又は建築確認申請を提出する前)
埼玉県小規模住戸形式集合住宅の建築に関する指導指針	床面積(ベランダ、バルコニー、パイプシャフトを除く)が25㎡未満の住戸又は住室を15以上有する建築物			建築確認申請を提出するとき (※中高層建築物の指導要綱に該当する場合は、同要綱の建築事業報告書を提出するとき)

詳細については各審査・相談窓口へお問い合わせください。

【問合せ先一覧】

埼玉県 建築安全課 建築指導担当(048-824-2111(代表))
 埼玉県 越谷建築安全センター 建築安全担当(048-964-5294)
 埼玉県 越谷建築安全センター 杉戸駐在(0480-34-2385)
 白岡市 建築課 建築担当(0480-92-1111(代表))

(※1)【建築基準法第6条1項4号建築物とは】

- ・木造2階以下かつ延べ面積が500㎡以下の建築物(一戸建ての住宅等)
- ・木造以外の建築物で1階かつ延べ面積が200㎡以下の建築物

ただし、「特殊建築物(共同住宅、物販店舗、飲食店、倉庫、自動車車庫など)」で延べ面積が200㎡を超える建築物を除く。

(※2)福祉施設、ホテル、コンビニエンスストア、店舗、公衆浴場、クリーニング取扱店等(※床面積により届出が必要)

建築基準法第6条1項4号建築物の判断についてのご相談は市建築課へお問い合わせください。